

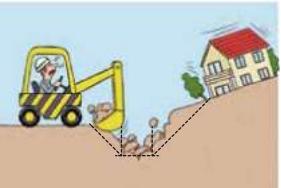


オプション

オプション 1 地盤崩壊危険担保特約

基本契約で補償対象外となる地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う地盤崩壊による賠償事故を補償します。

・保険期間の中途でのご加入はできません。



ご加入者(被保険者)が行う地下工事、基礎工事または、土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する場合にご加入者(被保険者)が被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ・土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
- ・土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)その収容物もしくは土地の損壊

(1) 対象となる主な工事、対象とならない主な工事

対象となる主な工事	
ビル工事・機械、装置、鋼構造物の据付または組立工事・道路工事・鉄道工事・橋梁工事・トンネル工事(沈埋トンネル工事を除きます。)・地下鉄工事・上下水道工事・地下街・地下駐車場等の大規模掘削工事・土地造成工事・河川工事(漁業権侵害、滅失、き損もしくは汚損に起因する損害を除きます。)	
対象とならない主な工事	など
ダム工事・砂防工事・海岸工事・港湾工事・沈埋トンネル工事・埋立工事	

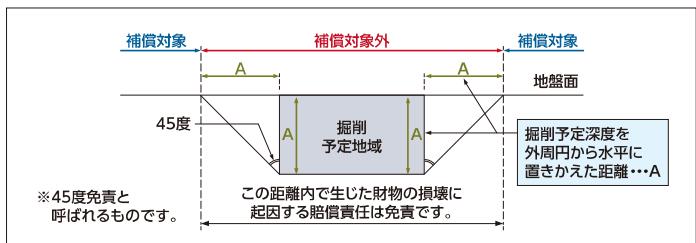
(2) お支払い限度額と自己負担額

お支払限度額	
1事故・1工事につき	2,000万円 保険期間中につき 4,000万円
自己負担額	
基本補償 免責金額5万円	1事故につき5万円は自己負担となります。 (損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)
基本補償 免責金額0円	自己負担はございません。

(3) 45度免責などについて

①シールド工法によらない場合

地盤の崩壊に起因した掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任はお支払いの対象外となります。



②シールド工法による場合

地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
※保険金をお支払いできない主な場合をP27に記載していますのでご加入前に必ずご確認ください。

オプション 2 ワイド補償特約

ワイド補償特約は、(1)生産物自体・仕事の目的物自体の補償 (2)工事遅延損害の補償 (3)データの損壊の補償 (4)物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害の補償をパッケージ化した補償です。

・保険期間の中途でのご加入はできません。

(1) 生産物自体・仕事の目的物自体の補償

工事の結果に起因する事故により、第三者の身体障害または財物損壊が発生し、基本契約での保険金が支払われる場合に、その原因となった工事の目的物自体の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

お支払限度額	1事故につき 500万円 保険期間中につき 500万円
自己負担額	
基本補償 免責金額5万円	1事故につき5万円は自己負担となります。 (損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)
基本補償 免責金額0円	自己負担はございません。



【お支払例】ビルを建設し引渡しも完了したが、施工ミスにより外壁が崩れて通行人にあたり、重傷となってしまった。当該建設業者は、通行人への賠償金とともに、施工主より壁の修理費用を請求された。

(2) 工事遅延損害の補償

工事中に補償対象となる事故が発生して、補償の対象となる方(被保険者)に対して保険金が支払われる場合で、さらに、その工事が履行期日より6日以上遅延した場合の損害を補償します。
※ご加入者(被保険者)が単独で元請負人となる工事に限ります。

お支払限度額	1事故につき 500万円 (遅延損害賠償金または500万円のいずれか低い額が限度となります。)
自己負担額	
基本補償 免責金額5万円	1事故につき5万円は自己負担となります。 (損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)
基本補償 免責金額0円	自己負担はございません。



【お支払例】工事の履行期日が間近となり、急ピッチで工事を進めていたところ大きな事故が起こりました。結果として履行期日から10日も遅れてしまい、発注者から工事遅延による損害賠償請求がなされました。

(3) データの損壊の補償

工事中に電子データ・データベース・ソフトウェア・プログラムなどの情報メディアが消失・欠損してしまった場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

お支払限度額	1事故につき 500万円
自己負担額	
基本補償 免責金額5万円	1事故につき5万円は自己負担となります。 (損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)
基本補償 免責金額0円	自己負担はございません。



【お支払例】工事中に階下に漏水事故を起こし、階下のコンピューターのプログラムを消失してしまい被害者からプログラム復旧について賠償請求がなされました。

(4) 物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害の補償

工事中または引渡し後に発生した急激かつ偶然な事故による、物理的損傷を伴わない他の人の財物の使用不能損害を補償します。

お支払限度額	1事故につき 500万円 保険期間中につき 500万円
自己負担額	
基本補償 免責金額5万円	1事故につき5万円は自己負担となります。 (損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)
基本補償 免責金額0円	自己負担はございません。



【お支払例】クレーンが倒れて、隣接しているレストランの入口をふさいだ。休業を余儀なくされたレストランから休業損害の賠償請求がなされました。

オプション 3 受託者賠償特約

ご加入者(記名被保険者)が第三者から預かった物(受託物)を使用、保管または管理している間に、火災、取り扱いの不注意などにより壊したり、汚したり、盗まれたりしたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

・保険期間の中途でのご加入はできません。



(1) 保険の対象

対象となる物	
ご加入者(記名被保険者)が第三者から預かった物(受託物)	
対象とならない物	
土地(地盤、土木建造物を含む)、建物、動物・植物等の生物、所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入したもの など	

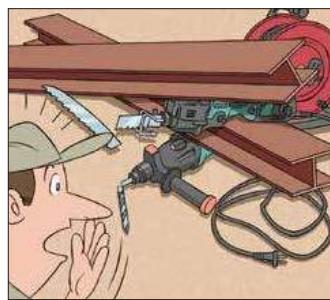
(2) お支払い限度額と自己負担額

お支払限度額	
保険期間中につき 100万円(被害を受けた受託物の時価)	
自己負担額	
基本補償 免責金額5万円	1事故につき5万円は自己負担となります。 (損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払の対象となります。)
基本補償 免責金額0円	自己負担はございません。

(3) 補償の対象となる方(被保険者)

- ・ご加入者
- ・ご加入者の役員および使用人

(4) お支払例



工事現場内で、建築工事のために借用した建設用機械を壊してしまった。



借用した敷設板を倉庫で保管中に盗難にあってしまった。

オプション3にご加入された場合、請負業者賠償責任保険部分の被保険者間の交差責任に関する補償範囲を拡大します。

【オプション3にご加入された場合】
交差責任担保追加条項(FULL-WAY)がセットされます。

○…補償の対象 ×…補償の対象外

		ご加入者が元請の場合		ご加入者が下請Aの場合	
加害者	被害者	身体障害	財物損壊	身体障害	財物損壊
発注者	元請	○	×	○	○
発注者	下請A	○	○(注)	○	×
元請	発注者	○	○(注)	×	×
下請(下請A)	発注者	○	○(注)	○	○(注)
元請	下請	×	○(注)	×	×
下請(下請A)	元請	×	×	○	○
下請A	下請B	×	○(注)	○	○

(注)被害者の受託財物のうち、支給財物および記名被保険者の管理財物は補償の対象外となります。
ただし、作業対象物は基本補償の財物の保険金額限度に補償の対象となります。

*ご加入者(記名被保険者)の役員・使用人における補償範囲は上記と異なる場合があります。

【オプション3にご加入されない場合】
交差責任担保追加条項(BOTH-WAY)がセットされます。

○…補償の対象 ×…補償の対象外

		ご加入者が元請の場合		ご加入者が下請Aの場合	
加害者	被害者	身体障害	財物損壊	身体障害	財物損壊
発注者	元請	○	×	○	○
発注者	下請A	○	○(注)	○	×
元請	発注者	○	○(注)	×	×
下請(下請A)	発注者	○	○(注)	○	○(注)
元請	下請	×	×	×	×
下請(下請A)	元請	×	×	○	○
下請A	下請B	×	×	○	○

(注)被害者の受託財物のうち、支給財物および記名被保険者の管理財物は補償の対象外となります。
ただし、作業対象物は基本補償の財物の保険金額限度に補償の対象となります。

*ご加入者(記名被保険者)の役員・使用人における補償範囲は上記と異なる場合があります。